

議案第99号

鹿屋市輝北ふれあいセンター条例の一部改正について

鹿屋市輝北ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市輝北ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

鹿屋市輝北ふれあいセンター条例（平成27年鹿屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分			使用料	備考
浴場	1回入浴	大人	390円	中学生以上
		小学生	150円	
		未就学児	無料	
	1日入浴	大人	650円	中学生以上
		小学生	260円	
		未就学児	無料	
	割引回数券 (11回分)	大人	3,900円	中学生以上
和室1	1時間当たり		520円	専用使用する場合に限る。
和室2	1時間当たり		260円	専用使用する場合に限る。
会議室	1時間当たり		270円	
調理実習室	1時間当たり		260円	
多目的広場	1時間当たり		110円	専用使用する場合に限る。

備考1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。

2 入場料を徴収する場合又は商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に10割を乗じて得た額を加算する。

3 使用者が備付けの器具以外の器具又は特別の設備を使用するときは、電気、水道料等の実費に相当する額を徴収する。

4 冷暖房装置を使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に 5 割を乗じて得た額を加算する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

民間公衆浴場との料金差を縮減するとともに、公設の入浴施設との均衡を図るため、使用料を改定したいので、本案を提出するものである。